

第4次岐阜市配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護等に関する基本計画

令和6年3月

岐 阜 市

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景	P 1
2 岐阜市の現状	P 1
3 計画の位置付け	P 5
4 計画の期間	P 6
5 第4次DV基本計画の体系	P 6

第2章 DV被害者支援対策の内容

基本目標1 暴力を許さない社会づくり	P 9
① 早期発見のための啓発	
② 未然防止のための教育啓発	
③ 加害者対策の推進	
基本目標2 安心して相談できる体制づくり	P 11
① 相談体制の強化	
② 外国人からの相談体制の充実	
基本目標3 安全・安心が保障される保護	P 13
① 被害者の安全確保の徹底	
② 被害者の情報管理の徹底	
基本目標4 実効性のある自立支援	P 15
① 精神的な支援の充実	
② 自立に向けた支援	
③ 子どもの安全・安心の確保	

[資 料]

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	P 18
----------------------------	------

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

配偶者からの暴力（以下「DV^{*1}」という。）は重大な人権侵害であり、深刻な社会問題です。その問題に対応するため、国は平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）を制定し、国及び地方公共団体にDVの防止と被害者の保護を図る責務があることを明示しました。

その後、平成19年7月の法改正により、市町村の役割が強化され、市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「DV基本計画」という。）の策定が努力義務として盛り込まれたことに伴い、本市では、平成20年3月に第1次DV基本計画を策定しました。

さらに、平成25年7月の法改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についてもDV防止法の適用対象とされ、このたび令和5年5月の法改正では、接近禁止命令等の申し立てができる被害者の対象や電話等禁止命令の対象行為の拡大をはじめとする、保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化が盛り込まれました。

この計画は、現行の第3次DV基本計画の計画期間が令和5年度末をもって終了するにあたり、より一層、総合的かつ効果的な対策を推進するため、新たなDV基本計画（第4次）として策定します。

2 岐阜市の現状

本市では、子ども支援課に女性相談員^{*2}を配置し、子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”、岐阜県女性相談センター^{*3}、他の福祉事務所及び警察などの関係機関と連携し、DVによる被害者に対する相談受付や支援等を実施しています。

^{*1} DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や事実上婚姻関係と同様の事情にある者からの暴力のこと。生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象となる。

また、暴力には、身体的暴力その他、心身に影響を及ぼす精神的・性的・経済的暴力も含まれる。

^{*2} 女性相談員

売春防止法第35条の婦人相談員。要保護女子の発見に努め、DV防止法第4条により、DV被害者からの相談に応じ、必要な指導を行う事を業務とする。

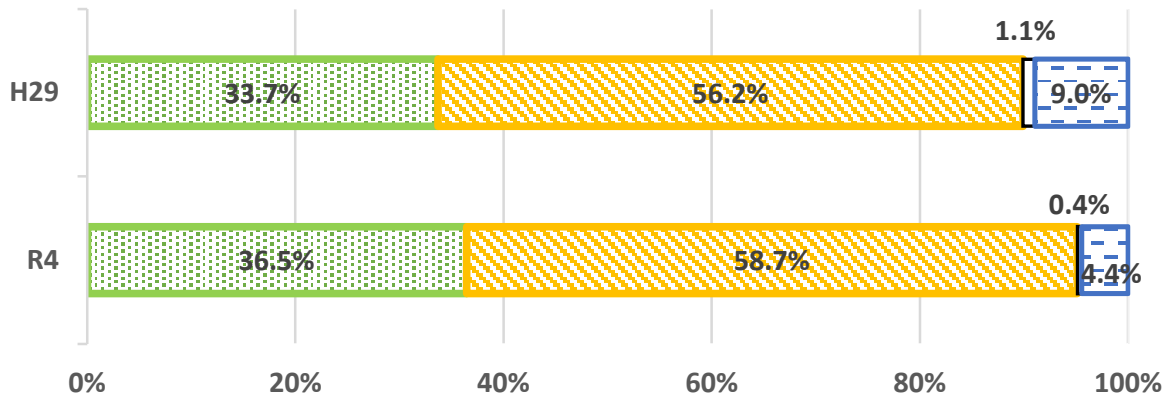
^{*3} 岐阜県女性相談センター

売春防止法第34条に基づく婦人相談所。令和6年4月1日からは困難女性支援法第9条に規定される機関。DV被害者の相談や一時保護の実施及び保護命令の制度の利用などの各種情報提供等の業務を行っている。

【DV相談の有無 図1】

令和4年度の県の「男女共同参画に関する県民意識調査」によると配偶者や交際相手からDVを受けたと回答した人のうち、「相談した」は36.5%、「相談しなかった」は58.7%でした。相談した場合の相談先では、「知人・友人」や「家族や親戚」の順で多い一方、相談しなかった理由では「相談してもむだだと思った」が最も多く、次いで「自分が我慢すればこのままやっていると」「どこ（誰）に相談してよいのかわからなかった」が続いています。

(n (回答者数) H29:89人 / R4:247)

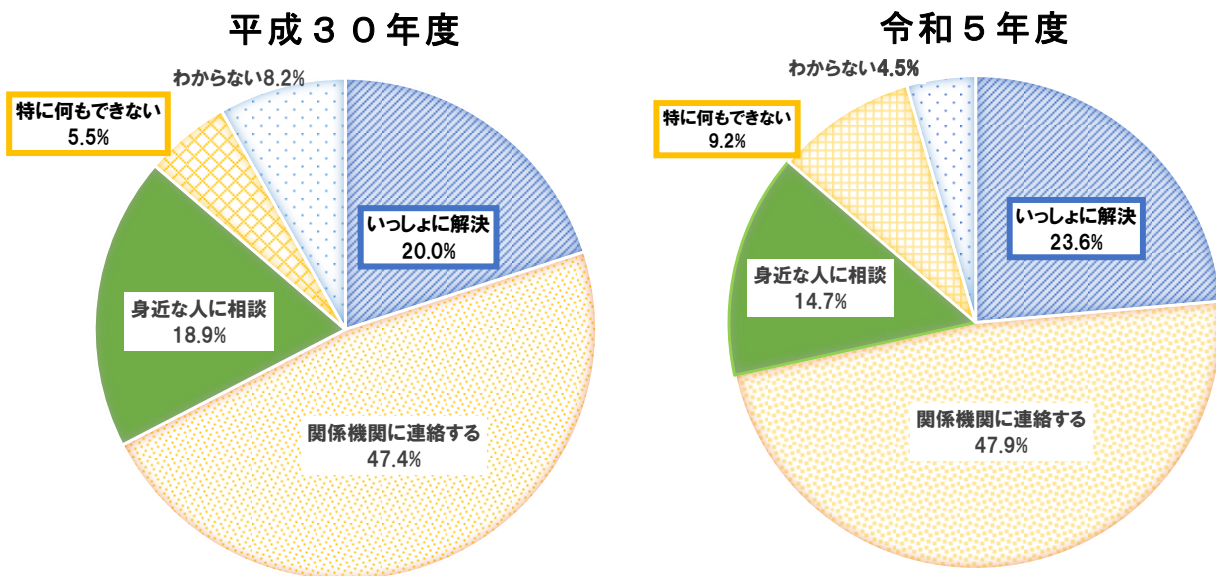


■ 相談した ■ 相談しなかった □ その他 □ 無回答

出典：岐阜県「男女共同参画に関する県民意識調査」

【DV被害を相談された場合にとる行動 図2】

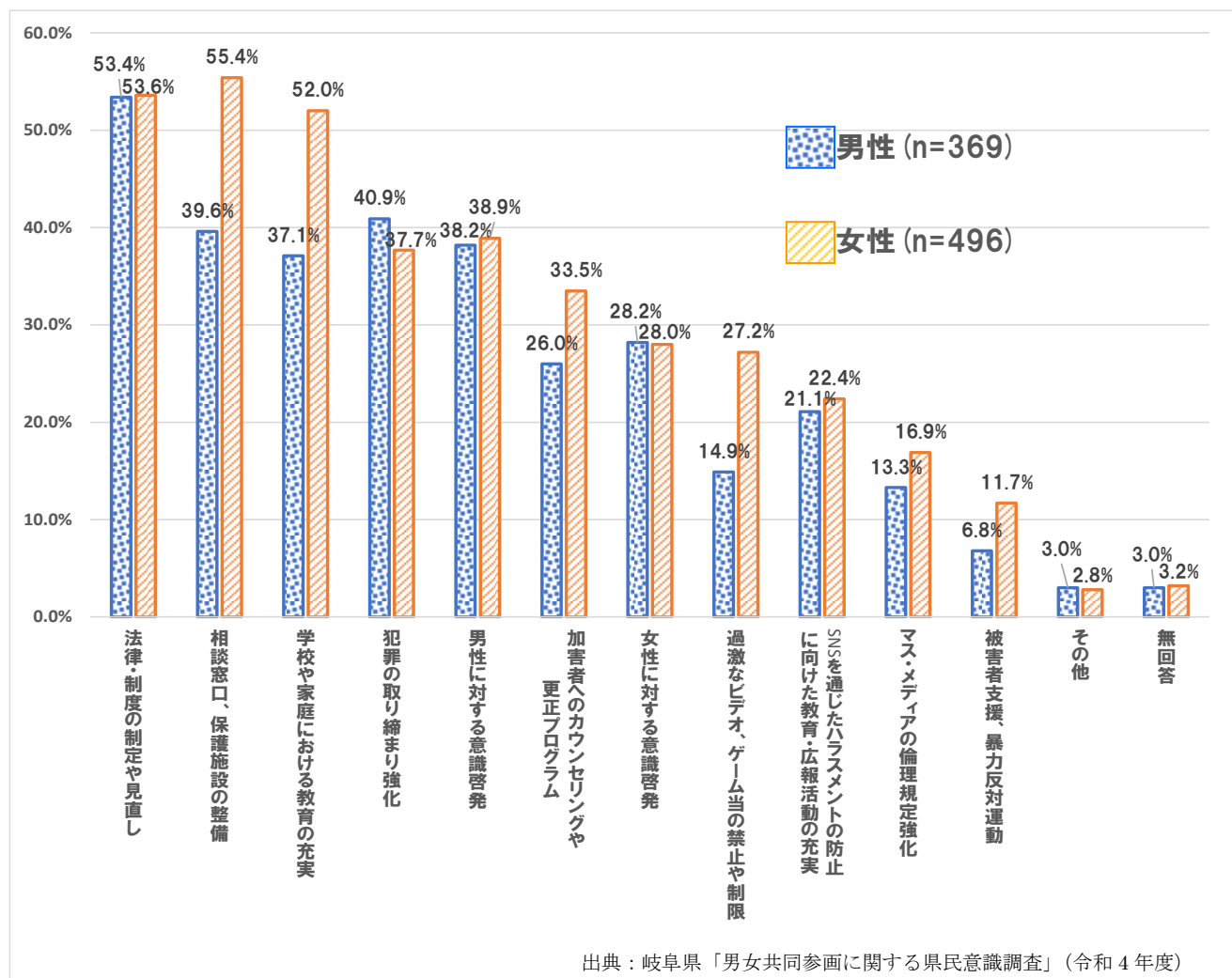
平成30年度と比較し「いっしょに解決」と回答した割合が3.6ポイント増えている、一方で「特に何もできない」と回答した割合が3.6ポイント増えています。



出典：岐阜市「人権に関する市民意識調査」（平成30年度・令和5年度）

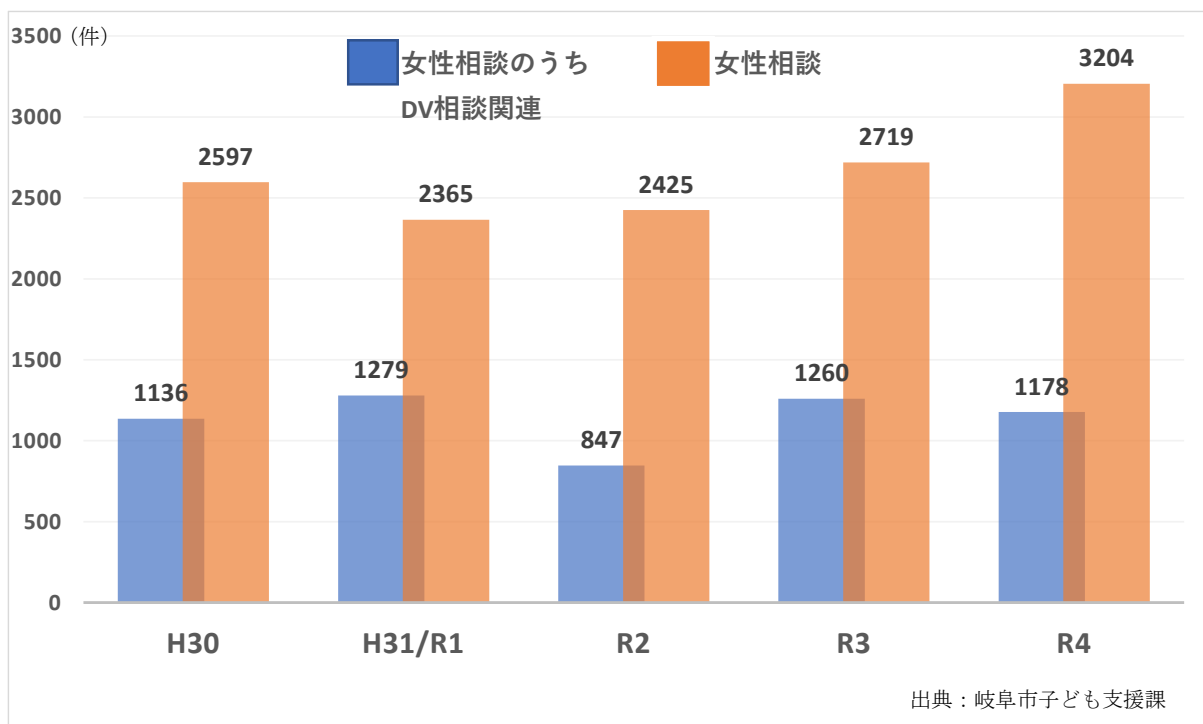
【DVやセクハラをなくすために必要だと思うこと 図3】

男性では「法律、制度の制定や見直し」を求める割合が最も高く 53.4%、女性では「相談窓口、保護施設の整備」を求める割合が最も高く 55.4%となっています。また、男女で「相談窓口、保護施設の整備」や「学校や家庭における教育の充実」の割合が大きく乖離しています。早期発見のための啓発や、被害者が相談しやすいよう相談窓口の充実を図る必要があります。



【女性相談件数及び配偶者からの暴力(DV)に関する相談件数 図4】

本市における女性相談件数等は、DVに関する啓発や相談窓口の周知等を強化してきたこともあり、近年は増加傾向にあります。



【年代別DV相談人数の推移 図5】

過去5年間の相談者を年代別に比較すると、20代から40代が多く、10代と50代以上の相談は少数となっています。

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	R2年度	R3年度	R4年度
10代	2	0	2	1	1
20代	22	21	12	15	9
30代	61	45	18	26	16
40代	28	25	24	28	22
50代	6	7	14	7	4
60代以上	3	3	8	7	0
合計	122	101	78	84	52

出典：岐阜市子ども支援課

【経路別相談受付人数の推移 図6】

経路別の相談受付の多くは「本人」からの相談であり、次いで「他の相談機関」、「福祉事務所」、「警察関係」からの相談が多くなっています。

(単位：人)

	本人	警察関係	法務関係	他の 婦人 相談 所等	福祉 事務 所	他の 相談 機関	社会 福祉 施設 等	医療 機関	教育 関係	労働 機関	民間 シェル ター	知人 縁故 関係	そ の 他	合計
平成 30 年度	493	16	2	7	34	36	40	7	6	0	2	24	1	668
令和 元年度	358	20	1	12	30	46	34	15	15	1	1	37	2	572
令和 2 年度	479	30	2	18	30	85	15	23	16	0	1	46	2	747
令和 3 年度	485	32	2	13	42	143	33	9	9	0	0	49	4	821
令和 4 年度	446	45	3	16	54	166	52	8	7	4	6	30	1	838

出典：岐阜市子ども支援課

3 計画の位置付け

(1) 第4次DV基本計画の位置づけについて

本計画は、以下の法律等に基づき、岐阜県や本市の関連計画と整合性を図ったものとなっています。

【国】：「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」

【県】：「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」

【市】：「第3次岐阜市男女共同参画基本計画 ぎふし未来スケッチIV（改定版）」

(2) SDGsの推進について

岐阜市は、SDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））の考え方を取り入れ、誰ひとり取り残さないまちづくりを推進しています。

SDGsは、平成27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に示された令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

この計画は、17のゴールのうち、「5. ジェンダー平等を実現しよう」に関する課題解決に資するものです。

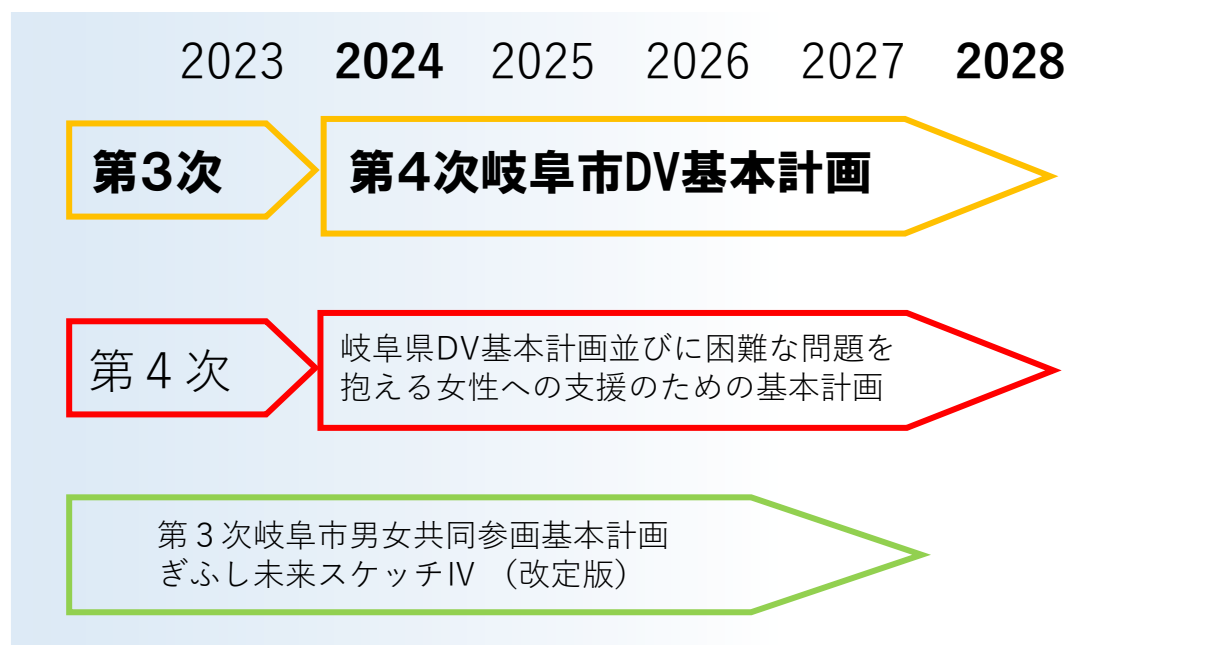
本計画に関連するゴール及び本市のオリジナルロゴマーク

	<p>ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る。</p>		<p>本市の SDGs 未来都市推進のシンボルマークとして作成し、SDGs の更なる「啓発」と「行動」を図る。</p>
---	--	--	---

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）からの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化等により新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて計画を見直すこととします。



5 第4次DV基本計画の体系

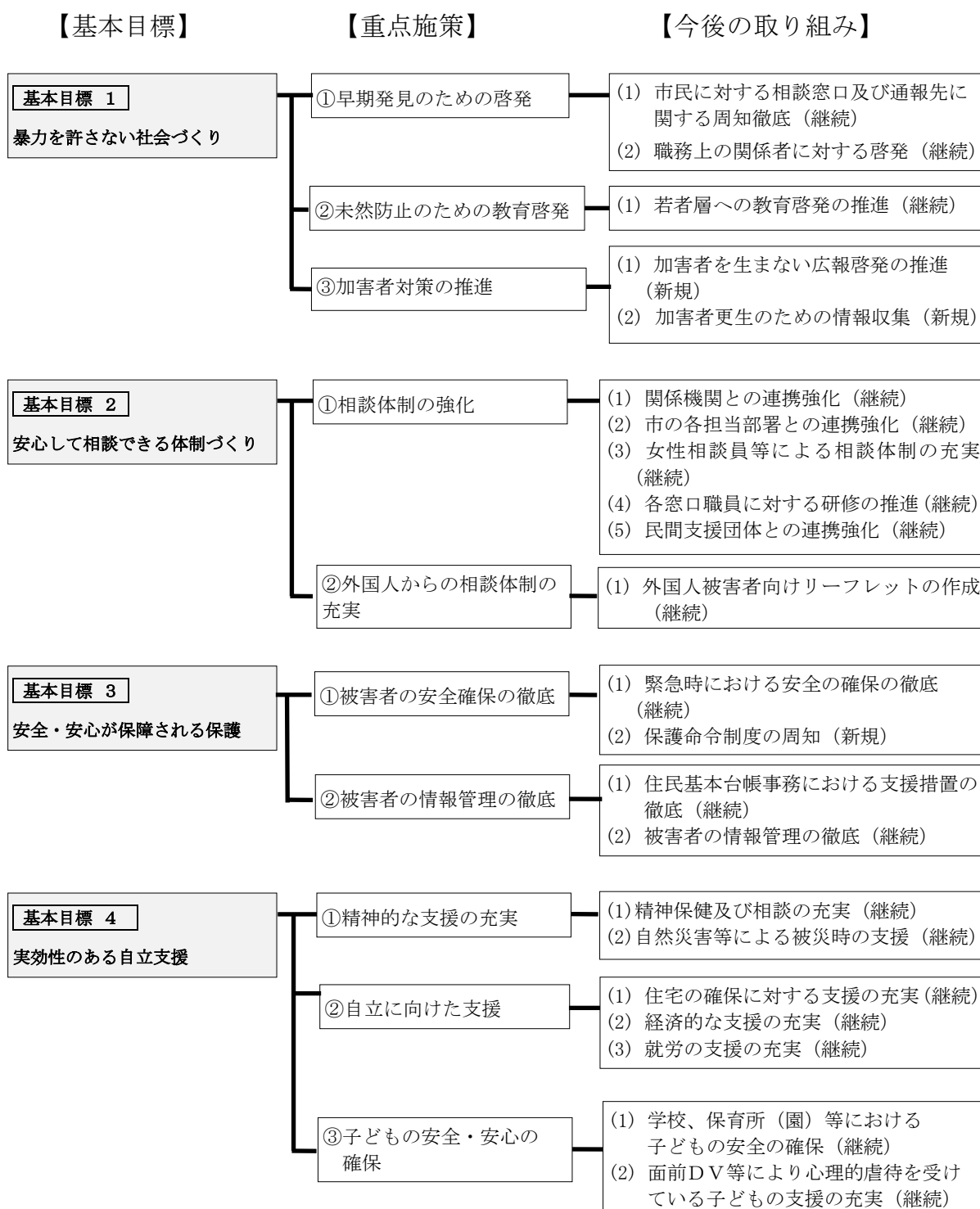
DV被害者支援をさらに強化していくため、第4次DV基本計画の体系を次のとおりとします。

(1) 第4次DV基本計画の構成について

第4次DV基本計画の構成は、第3次DV基本計画を踏襲しつつ現状や課題を踏まえ、基本目標及び目標を達成するための「重点施策」を次のとおり設定しました。

また、重点施策を推進するための「今後の取り組み」を定めました。

(2) 第4次DV基本計画の体系について



（継続）…第3次基本計画の内容を継続して取組
（新規）…新規の取り組み



パープルリボン運動

1994年アメリカで、女性に対する暴力の被害当事者によって生まれた草の根運動です。現在は国際的な運動へと広がっています。

パープルリボンには、女性に対するあらゆる暴力をなくしていこうというメッセージが込められています。

第2章 DV被害者支援対策の内容

基本目標1 暴力を許さない社会づくり

DV被害の無い社会の実現のためには、DVを家庭内の問題と捉えるのではなく、DVそのものが犯罪行為を含む重大な人権侵害であり、その防止には地域や社会全体で取り組む必要があるという意識を共有することが重要です。そのため、DVに関する広報及び教育啓発を通じ、お互いが一人の人間として尊重される社会づくりを目指します。

重点施策① 早期発見のための啓発

【現状・課題】

DVは、家庭内で行われることが多いため、外部からの発見が難しいことから、密室化・常態化などによって事態が深刻化しやすい特性があります。

DVの早期発見・被害防止のためには、被害者自身が関係機関に相談することが最も重要ですが、被害者から相談を受けた第三者や加害行為を目撃した者、あるいはDV被害者と接する関係機関（保健・医療機関、民生委員・児童委員等）からの客観的な情報の提供も重要です。

そこで本市では、岐阜県や警察等と連携してDV相談や通報窓口に関する啓発活動を行っており、関係窓口へのリーフレットの配置や、国が提唱する「女性に対する暴力をなくす運動」（例年11月12日～25日）期間には、市役所庁舎をDV防止のシンボルカラーである紫色にライトアップ行っております。

【今後の取組】

（1）市民に対する相談窓口及び通報先に関する周知徹底（継続）

関係機関（岐阜県女性相談センター、警察、民間支援団体等）及び市の関係部署（男女共生・生涯学習推進課・人権啓発センター等）と連携・協力し、啓発資料の作成や関係窓口への資料配置、街頭啓発などを通じて周知徹底を図ります。

（2）職務上の関係者に対する啓発（継続）

医療機関や学校等の教育機関などのDV被害者や同伴する子どもが訪れる施設の関係者、地域の身近な相談役である民生委員・児童委員に対し、DV被害者発見時の情報提供の協力を依頼します。

重点施策② 未然防止のための教育啓発

【現状・課題】

DVを未然に防止するには、暴力をなくそうとする社会的意識を高めることが大切です。子どもの頃から命の大切さや反暴力、男女が互いに相手の人権を尊重する意識を一人ひとりに根付かせる教育・啓発の推進が重要となります。

本市では、「第3次岐阜市男女共同参画基本計画 ぎふし未来スケッチⅣ（改定版）」や「第3次岐阜市人権教育・啓発行動計画」に基づき、「女性に対するあらゆる暴力の根絶と環境づくり」として、「DVに関する学習機会と情報の提供」を行うとともに若年層からの啓発や教育を行います。

【今後の取組】

(1) 若年層への教育啓発の推進（継続）

小・中学校及び高等学校等において、人権教育を通じて交際相手からの暴力（デートDV）を含めたDV啓発を行う等、児童・生徒が加害者にも被害者にもならない教育に継続して取組めます。

重点施策③ 加害者対策の推進

【現状・課題】

DV加害者更生については、DVが本来犯罪として扱われるべき事案を含む重大な問題であることを考慮した上で、被害者の安全を高め、また、新たな被害者や加害者を生み出さないことを目的とした未然防止のための取組が必要です。

DV防止法では、「加害者更生のための指導の方法を調査研究する」との規定を盛り込み、内閣府や一部の自治体、民間支援団体等で取組が行われているところですが、現状では指導方法等が確立していないという課題があります。

【今後の取組】

(1) 加害者を生まない広報啓発の推進（新規）

加害者の中には、自分自身がDV加害者であるという認識がないことが考えられます。県が作製するポスター等を活用して、加害者がDVを自覚できるように啓発します。

(2) 加害者更生のための情報収集（新規）

加害者更生のための国や県の調査研究や、他の自治体や民間支援団体等における取組についての情報を収集し、今後の対策について検討していきます。

基本目標 2 安心して相談できる体制づくり

DV被害者の中には、「自分にも悪いところがある」、「自分さえ我慢すれば」、「子どもや親族に知られたくない」などの理由で周囲に助けを求めず、被害を受けても相談しないケースが少なくありません。

被害が深刻になる前に、被害者が安心して相談でき、必要な情報が得られる体制を整備する必要があります。また、高齢者や障がい者、外国人の被害者に対しては、本人の心身の状況や言葉が通じない等の事情により対応が困難なケースがあるため、各担当部署と共同で対応するなど特に配慮する必要があります。

重点施策① 相談体制の強化

【現状・課題】

本市では、子ども支援課に女性相談員を配置し、DVを含めた女性全般にわたる相談及び支援を行っています。また、被害者の相談内容に応じて庁内の関連部署、県女性相談センター及び警察などの関係機関と情報共有や連携を図り、被害者支援に努めています。

しかし、DV被害者が抱える複雑かつ多様な相談を解決に導くためには、DV被害者の相談体制について、さらに強化する必要があります。

【今後の取組】

(1) 関係機関との連携強化（継続）

岐阜市DV被害者市民協働支援協議会^{※4}にてDV被害の現状についての事例検討や情報交換を行います。

また、県女性相談センターや警察等の関係機関との連携強化を図ります。

^{※4}岐阜市DV被害者市民協働支援協議会

DV被害の防止や被害者支援を目的に、行政、母子生活支援施設、NPO団体等からなる協議会。

(2) 市の各担当部署との連携強化（継続）

被害者の状況を把握し、被害者が必要とする施策の担当窓口職員に被害者の情報を伝え、迅速かつ円滑に対応できるよう努めます。また、関係各課に協力を依頼し、DV被害者が来庁した場合における必要な手続きをワンストップで行えるよう来庁時の手続きを行います。

(3) 女性相談員等による相談体制の充実（継続）

女性相談員等は、被害者への二次被害^{※5}の防止、プライバシーへの配慮や加害者の押しかけ等に対する安全確保のために庁舎内の相談室（別室）で応対し、被害状況や主訴・要望等を十分に把握した上で、被害者に寄り添う対応に努めます。

※5 二次被害

被害者から相談を受けた支援者など、被害者の味方になるべき人が、暴力の責任が加害者にあるにも関わらず被害者を責める言動をすることにより、被害者に二次的な被害を与えること。

(4) 各窓口職員に対する研修の推進（継続）

DV被害者が訪れる窓口職員は、DV被害者の相談に対応できるようにするため、積極的に研修へ参加し、相談技術の向上や情報の収集に努めます。

(5) 民間支援団体との連携強化（継続）

民間支援団体からの相談対応のほか、DV被害者が早期に自立できるよう、裁判所や公共職業安定所等へ同行し、DV被害者を支援する業務を民間支援団体に事業委託し、引き続き連携を図ります。

重点施策② 外国人からの相談体制の充実

【現状・課題】

外国人のDV被害者の相談は、国民性の違いや日本語が通じない等の理由により、対応困難なケースが多くあります。本市では、被害者が日本語を話せない場合は国際課へ通訳を依頼する等、外国人に対する支援を行います。

【今後の取組】

(1) 外国人被害者向けリーフレットの作成（継続）

外国人被害者のうち、使用頻度の高い言語であるタガログ語や英語について、相談窓口やDV被害者支援の内容を記載したリーフレットを作成する等、相談事業の充実に努めます。

基本目標3 安心安全が保障される保護

DV被害者や同伴する子ども及び被害者を支援する関係者は、加害者から被害を受ける可能性があります。被害から身を守るためには、各関係機関と協力し、被害者及び関係者の安全確保を行うことが何より重要です。

また、被害者に同伴している子どもへの心理的ケアや被害者の個人情報の保護など、避難後の安心安全が確実に保障される体制づくりも重要です。

重点施策① 被害者の安全確保の徹底

【現状・課題】

本市では、保護命令の申立などの安全確保についての情報提供を行い、必要に応じて同行支援を行っています。

被害者の安全確保には、「保護命令^{※6}」の制度も有効な手段であり、制度の周知及び被害者への適切な情報提供及び助言が必要です。

※6 保護命令

被害者の保護を目的として、裁判所が加害者に対して発する命令。接近禁止命令、電話等禁止命令、退去命令等がある。

【今後の取組】

(1) 緊急時における安全の確保の徹底（継続）

被害者の生命に危険が及ぶような緊急事態には、関係機関と連携して、被害者の保護を迅速に対応します。

(2) 保護命令制度の周知（新規）

令和6年4月より配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律が改正され、保護命令制度の該当要件が拡充されることから、被害者に対し周知し、必要な支援へつなぎます。

重点施策② 被害者の情報管理の徹底

【現状・課題】

住民基本台帳により事務を行う部署については、住民基本台帳事務における支援措置対象者の情報について、特に厳重な管理を行う必要があり、引き続き一層の情報管理を徹底し、被害者の安全確保に努めていくことが求められています。

本市では、DV被害者等を保護するため、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付について、本人からの申出により支援措置を行っています。

また、DV被害者等の個人情報の取扱いを徹底するために、個人情報保護制度の手引に沿った対応を行っております。

【今後の取組】

(1) 住民基本台帳事務における支援措置の徹底（継続）

被害者対応マニュアルに基づき、被害の申出を受け、支援の必要性が確認された方に対して、住民基本台帳事務における支援措置を行います。支援措置対象者本人に住民票の写し等を交付する際は、写真のついた本人確認書類の提示を求めるなど本人確認を厳格に行うと共に、相手方からの依頼を受けた第三者への住民票の写し等の交付を防ぐため、システムによるアラームの設定や厳格な審査を行います。

(2) 被害者の情報管理の徹底（継続）

DV相談対応マニュアルに基づき、加害者からの電話による問い合わせや来庁による探索行動に対し、被害者の情報が加害者に伝わることがないように毅然とした態度で対応します。

また、過去の情報漏えい事件等の事例検証を行い、職員研修を通じて、被害者の個人情報管理を徹底するよう意識啓発を行います。

基本目標 4 実効性のある自立支援

DV被害者が自立して生活しようとする際、住居の問題、経済的な問題、就労の問題、子どもの養育の問題など、解決しなければならない問題が数多くあります。このような様々な問題に悩み、逃げることを諦めたり、一度逃げ出しても再び加害者の居る住まいに帰らざるを得なかったりする被害者もいます。

こうした被害者を減らすには、被害者の意思を尊重しながら、生活の再建に向けた実効性のある支援が必要です。

重点施策① 精神的な支援の充実

【現状・課題】

DV被害者は、加害者からの避難ができたとしてもPTSD（心的外傷後ストレス障害）^{※7}等、心理的な問題を抱えるケースが多くあります。そのような精神状態は、被害者の自立の妨げになるため、問題の解消を図ることが重要となります。そのために、被害者の被害状況や家庭環境等を詳細に把握し、必要に応じて医療機関や関連機関と連携し、心理的なケアに努めています。

また、近年、地震や豪雨等の自然災害が増加傾向にあり、DV被害者が被災することが想定されます。被害者にとっては、被災により避難所等に避難した際に、避難先が加害者に知られてしまう恐れがあります。

※7 PTSD（心的外傷後ストレス障害）

生死にかかわるような体験や強い恐怖感を感じる体験により、精神的な後遺症（人との接触を拒否する、体験を思い出して眠れなくなる等）が残る障がい。

【今後の取組】

（1）精神保健及び相談の充実（継続）

岐阜市女性相談員が、必要に応じ適切な関係機関と連携するなど、被害者の心理的なケアを行います。

（2）自然災害等による被災時の支援（継続）

被災時において、DV被害者の被災状況の確認や各関係機関との調整を行い、被害者の個々の状況に応じた支援を行います。また、関係機関と連携し、二次被害の防止を図ります。

重点施策② 自立に向けた支援

【現状・課題】

DV被害者が加害者から逃れ安全が確保された後の課題の一つとして、生活再建があります。被害者は加害者から避難するため、今までの住居から離れ、仕事も辞めざるを得ないケースが多く、居住先や就労先等を探すところから始める必要があります。

本市では、そのような方々を支援するため、母子世帯向けの市営住宅の入居や、就労情報や高等職業訓練促進給付金等の資格取得補助制度の情報提供、児童手当、児童扶養手当の支給などの支援を実施しておりますが、自立に向けたさらなる支援強化が重要です。

【今後の取組】

(1) 住宅の確保に対する支援の充実（継続）

DV被害者の事情を把握し、市営住宅など公営の住宅の優先入居に関する情報提供、民間賃貸住宅についても居住支援法人等を通じて円滑な入居ができるよう支援を行います。また、必要に応じて適切な母子生活支援施設への入所措置を行います。

(2) 経済的な支援の充実（継続）

生活保護、児童手当及び児童扶養手当などの経済的な支援について支給漏れがないよう被害者及び担当課への確認を徹底するとともに、必要に応じて家計相談などの経済的な自立に向けた支援を行います。

(3) 就労の支援の充実（継続）

ひとり親家庭等に対する資格取得支援制度（高等職業訓練促進給付金）などの情報提供を継続して行い、公共職業安定所等と連携して就労の支援を行います。また、就労の定着が図られるよう支援に努めます。

重点施策③ 子どもの安全・安心の確保

【現状・課題】

子どもの目の前で配偶者に対する暴力が行われる等、直接子どもに向けられた行為でなくとも、子どもに著しい心理的外傷を与える状況も児童虐待であると定義（児童虐待の防止等に関する法律 第2条第4項）されています。また、大人であるDV被害者自身が、自身に対する暴力を受けないために子への暴力に目を背けるなど、身近な大人が子どもを守りきれない例もみられ、DVと児童虐待には、相関関係があります。

DVの加害者の中には、子どもの学校等を訪れ、子の親権を理由に子どもの連れ去り等を行うことも懸念されます。そのため学校等においても、家庭内のDVに関する情報を共有し、加害者が訪れた場合の対応を徹底する等、子どもの安全を確保する必要があります。また、DV被害者の子どもに対する心理的な虐待の状況を把握し、必要に応じて心理的ケアを行う必要があります。

【今後の取組】

（1）学校、保育所（園）等における子どもの安全の確保（継続）

加害者やその関係者が学校等に来た場合や問合せ等に対応できるようDV被害者の了承を得た上で、学校及び保育所（園）等と連携を行います。

（2）面前DV等により心理的虐待を受けている子どもの支援の充実（継続）

DV被害者と同伴する子どもに対して、必要に応じて児童福祉と母子保健の一体的な相談機関「子ども家庭センター」機能を持つ、子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”で相談に応じ、必要な場合は、臨床心理士によるカウンセリングや、心理検査や心理療法等の支援を行います。また、保護者の同意を得た上で、子どもに関する情報をスクールカウンセラー等に提供をすることにより、在籍する学校等による見守りや相談支援を行います。さらに、こどもサポート総合センター^{※8}と連携し、児童虐待の再発防止に向けた子どもと保護者への継続的な支援を行います。

^{※8} こどもサポート総合センター

児童虐待対策の強化のため、令和4年4月に“エールぎふ”に開設。県中央子ども相談センター（地域連携課）、県警（少年サポートセンター分室）、市（エールぎふ、市教委）の4者で構成。市教委以外が同一フロアで執務し、迅速かつ的確な児童虐待対応に努めている。

[資料]

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日)

(法律第三十一号)

第百五十一回通常国会

第二次森内閣

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律をここに公布する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平二五法七二・改称)

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行

う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（平一六法六四・平一九法一一三・令元法四六・一部改正）

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するように努めなければならない。

（平一六法六四・一部改正）

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（平一六法六四・追加）

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正）

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・令元法四六・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属

官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項か

ら第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第

十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げる

もの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

(平二五法七二・追加)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・一部改正)

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体

に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第4次 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画

○令和6年3月発行 ○発行：岐阜市

岐阜市子ども未来部子ども支援課

岐阜市司町40番地1 TEL058-214-2396